

平塚市高齢者福祉計画
(介護保険事業計画 [第8期])
令和3年度～令和5年度
(2021年度) (2023年度)

概要版

令和3年3月

平 塚 市

目次

I 計画について	1
1 計画の策定趣旨	1
2 関連計画との関係	2
3 計画期間	3
II 高齢者を取り巻く状況	3
1 人口及び高齢者数等の推移	3
2 日常生活圏域別の社会資源の状況	5
III 基本理念・基本目標	7
1 基本理念	7
2 基本目標	9
基本目標 1 健康で生きがいに満ちた暮らし	9
基本目標 2 住み慣れた地域で安心のある生活	9
基本目標 3 いのちと権利を見守る地域社会	9
基本目標 4 人に寄り添う介護サービス	9
IV 施策の体系と重点事業	10
1 施策の体系	10
2 基本施策・重点事業	12
V 介護保険事業	16
1 第1号被保険者数の推計	16
2 要介護者数等の推計	16
3 要介護者のサービス利用の推計	18
4 計画期間におけるサービス提供基盤整備目標	19
5 介護保険事業費の見込み	22
6 介護保険料の見込み	23

I 計画について

1 計画の策定趣旨

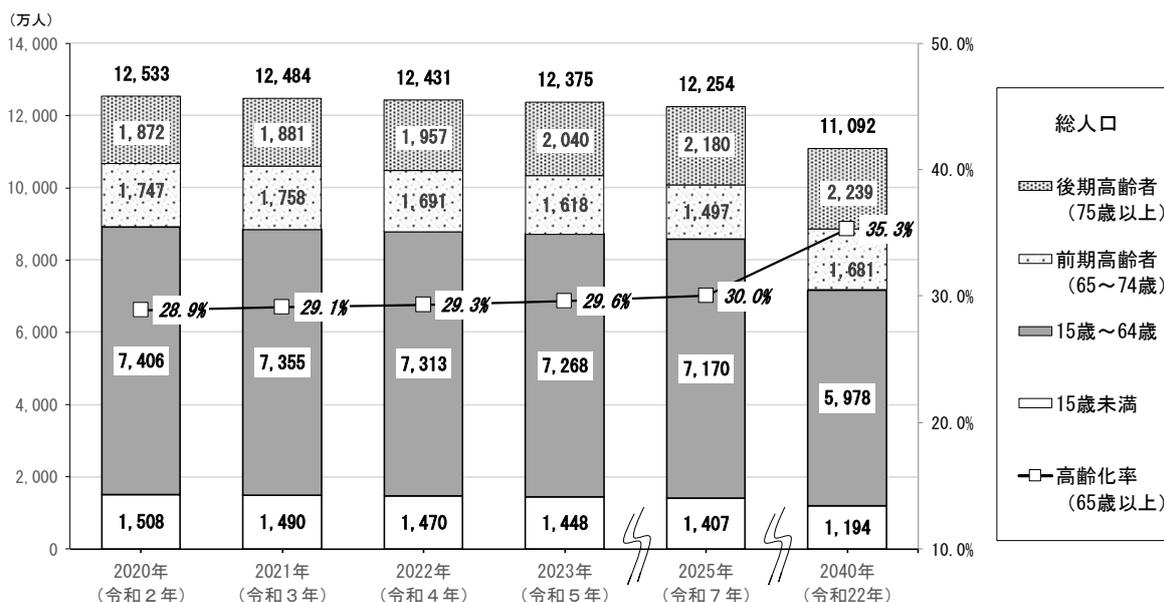
我が国においては、2025年（令和7年）には、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）が30%となり、以降も増加を続け、2040年（令和22年）には、生産年齢人口（15歳～64歳）が6,000万人を切り、現役世代の急激な減少が予想され「現役世代1.5人につき高齢者1人を支える」社会が近づきつつあります。このような将来を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」が重要となっています。

そのことに加え、「『支える側』、『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会」として「地域共生社会」の実現が重視されており、「地域包括ケアシステム」は、その実現に向けた「中心をなす土台」と位置付けられていることから、さらに推進を図る必要があります。

こうした中、本市では、高齢者福祉の推進及び介護保険制度の充実に向けて、「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第7期]）」（平成30年度～令和2年度）における各施策について検証を行うとともに、さらに、中・長期的な視野に立ちつつ、市民ニーズや社会的な要請を踏まえ、「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）」（以下「本計画」といいます。）としてまとめました。

今後の高齢者を取り巻く状況も見据えながら、本計画に沿って、「地域包括ケアシステム」をより一層推進することにより、基本理念である「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」の実現を目指します。

高齢化の推移と人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年人口)出生中位(死亡中位)」推計値

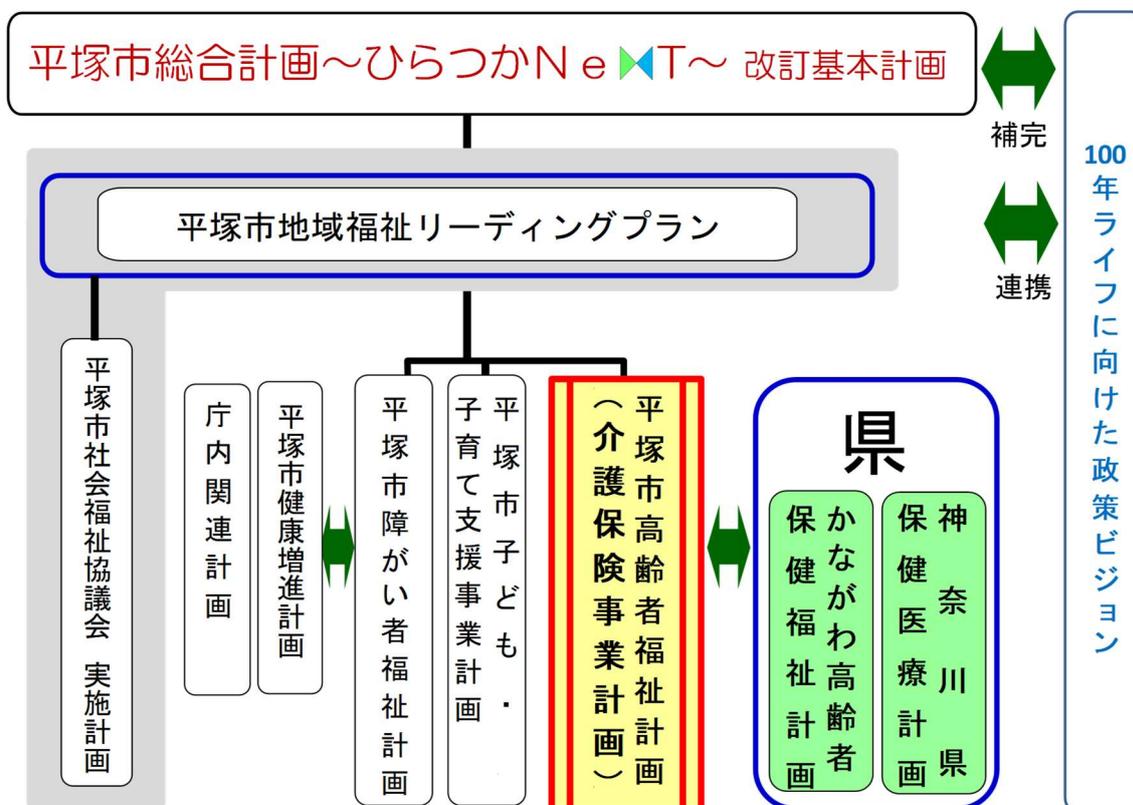
2 関連計画との関係

社会福祉法の改正（2018年4月施行）により、地域福祉計画が本市の福祉施策に関する基本的方向性を示すとともに、地域における福祉をリードする計画として位置付けられたことから、本市では、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「自殺対策計画」「成年後見制度利用促進計画」「生活困窮者自立支援計画」の5つの計画を「平塚市地域福祉リーディングプラン」（計画期間：2019年度～2023年度）として一体的に策定しました。

住民一人ひとりが、単に「支え手」と「受け手」として位置付けられるのではなく、時に必要な支援を得ながらであっても、自身の力を発揮していきいきと自分らしく「輝く」ことを基本理念とした、この「平塚市地域福祉リーディングプラン」を本計画の上位計画と位置付け、一人ひとりが輝く共生のまちづくりに向け、本計画では地域包括ケアシステムの推進を図ることとします。

なお、本計画は、平塚市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、将来における高齢者及び高齢者を取り巻く状況も視野に入れつつ、施策の考え方及び目標を定めるものであり、その他庁内関連計画等との調和を図り策定しています。

計画の位置付け

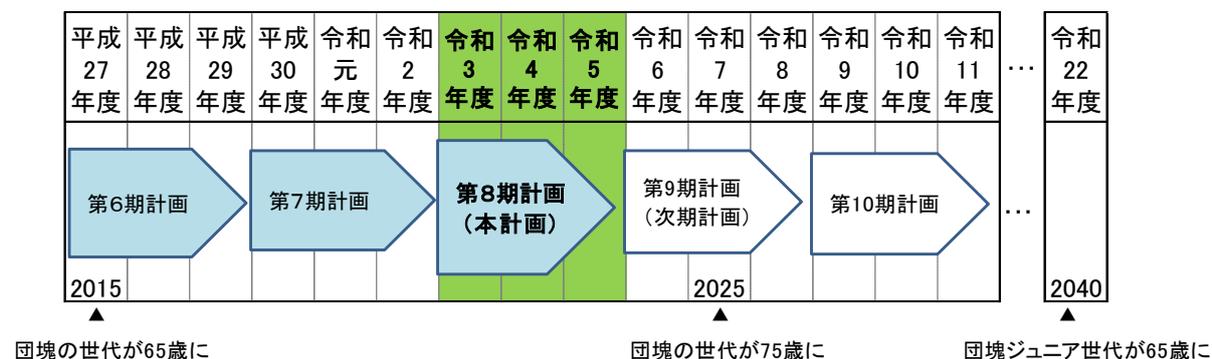


3 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。これは、介護保険法第117条第1項により、3年を1期とする計画を定めることが規定されていることによるもので、介護保険制度のもとでの8期目の計画となります。

なお、国の基本指針では、第6期計画以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、第9期計画期間に当たる令和7年（2025年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築していくほか、その先の令和22年（2040年）を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとしています。

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の計画期間



II 高齢者を取り巻く状況

1 人口及び高齢者数等の推移

令和2年（2020年）10月1日現在、本市の総人口は256,976人です。そのうち、65歳以上の高齢者は72,492人であり、高齢化率は28.2%です。

前期高齢者（65歳～74歳）は平成29年度から減少しています。一方、後期高齢者（75歳以上）は平成26年度から一貫して増加、6年間で約1.3倍に増加しています。

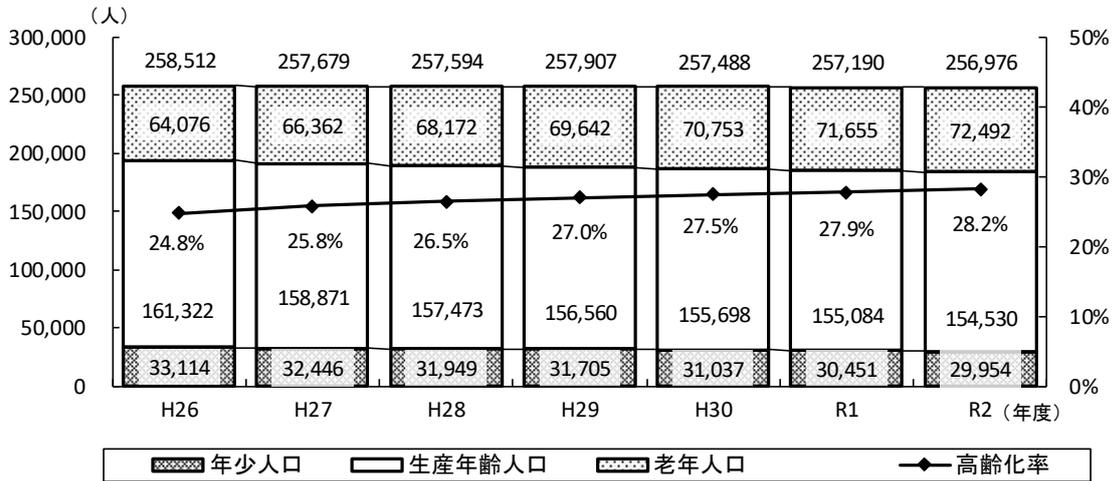
高齢化率は平成26年度から令和2年度までの間で、3.4ポイント増加しました。特に後期高齢者の割合が、大きく伸びてきています。

人口及び高齢者数の推移

	第6期計画期間				第7期計画期間		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	258,512	257,679	257,594	257,907	257,488	257,190	256,976
高齢者(65歳以上)	64,076	66,362	68,172	69,642	70,753	71,655	72,492
後期高齢者(75歳以上)	27,810	29,166	30,794	32,453	34,100	35,717	36,611
前期高齢者(65～74歳)	36,266	37,196	37,378	37,189	36,653	35,938	35,881
40～64歳	89,687	89,115	88,900	89,060	89,233	89,492	89,822
40歳未満	104,749	102,202	100,522	99,205	97,502	96,043	94,662
高齢化率(65歳以上)	24.8%	25.8%	26.5%	27.0%	27.5%	27.9%	28.2%
後期高齢者(75歳以上)	10.8%	11.3%	12.0%	12.6%	13.2%	13.9%	14.2%
前期高齢者(65～74歳)	14.0%	14.4%	14.5%	14.4%	14.2%	14.0%	14.0%
第1号被保険者	63,910	66,165	67,978	69,445	70,485	71,375	72,225

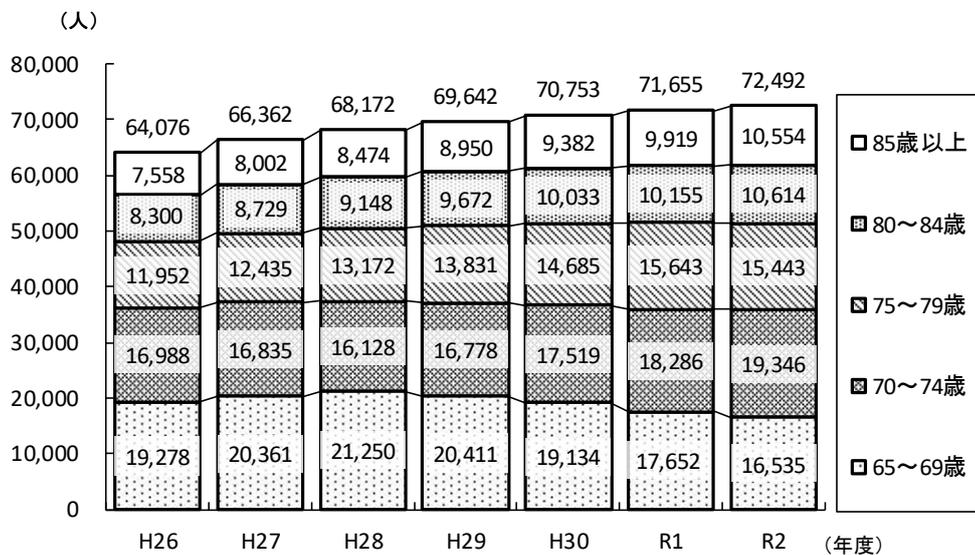
- ※ 住民基本台帳(各年度10月1日現在、日本人、外国人を含む。)
- ※ 第1号被保険者数(各年度9月末日現在、介護保険事業状況報告)
- ※ 第1号被保険者とは、本市に住民登録をしている者及び本市から他市町村にある住所地特例施設に住民登録を移した者で、本市が介護保険の保険者となっている者。介護保険給付費及び地域支援事業費等を見込む際の基礎となる。

人口及び高齢化率の推移



- ※ 住民基本台帳(各年度10月1日現在、日本人、外国人を含む。)

平塚市の高齢者人口



- ※ 住民基本台帳(各年度10月1日現在、日本人、外国人を含む。)

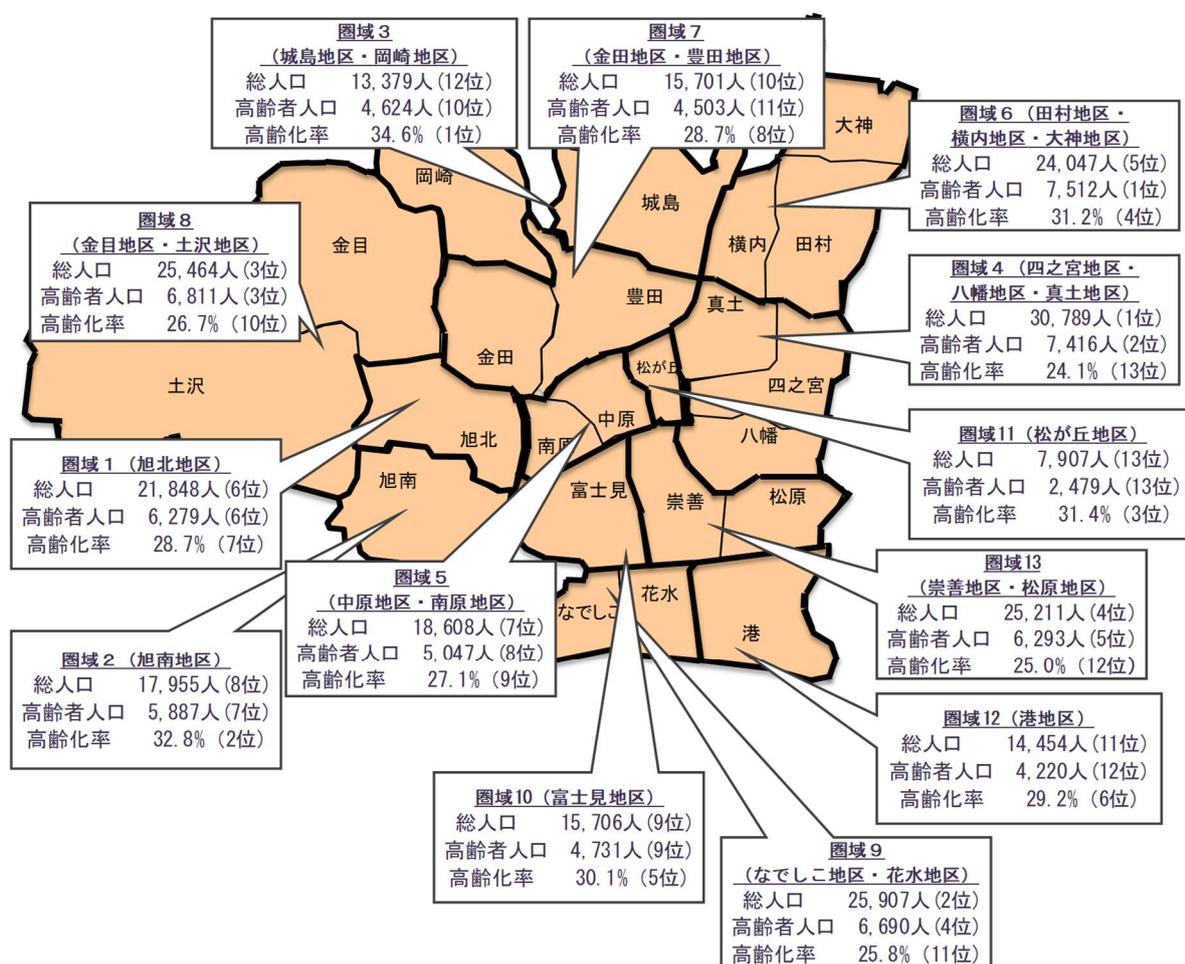
2 日常生活圏域別の社会資源の状況

日常生活圏域とは、介護が必要になった状態になっても、住み慣れた地域の中で継続して生活できるよう、相談やサービスの利用が地域内で完結することを目指した圏域であり、高齢者が日常生活活動を営む地域を考慮して設定するものです。

本市では、地域密着型サービスを中心とした介護サービスの提供単位として、下記の13圏域を設定しています。

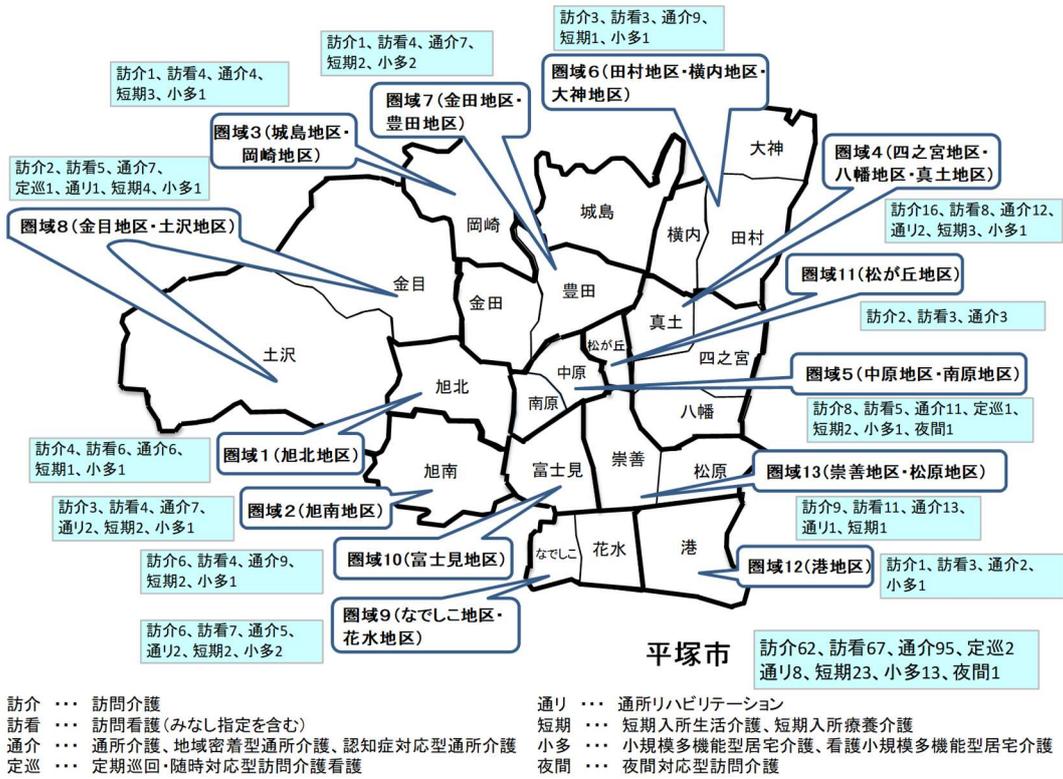
なお、圏域ごとに地域包括支援センターを設置しており、本市では、高齢者よろず相談センターと呼んでいます（以下、「高齢者よろず相談センター」といいます。）

日常生活圏域の設定

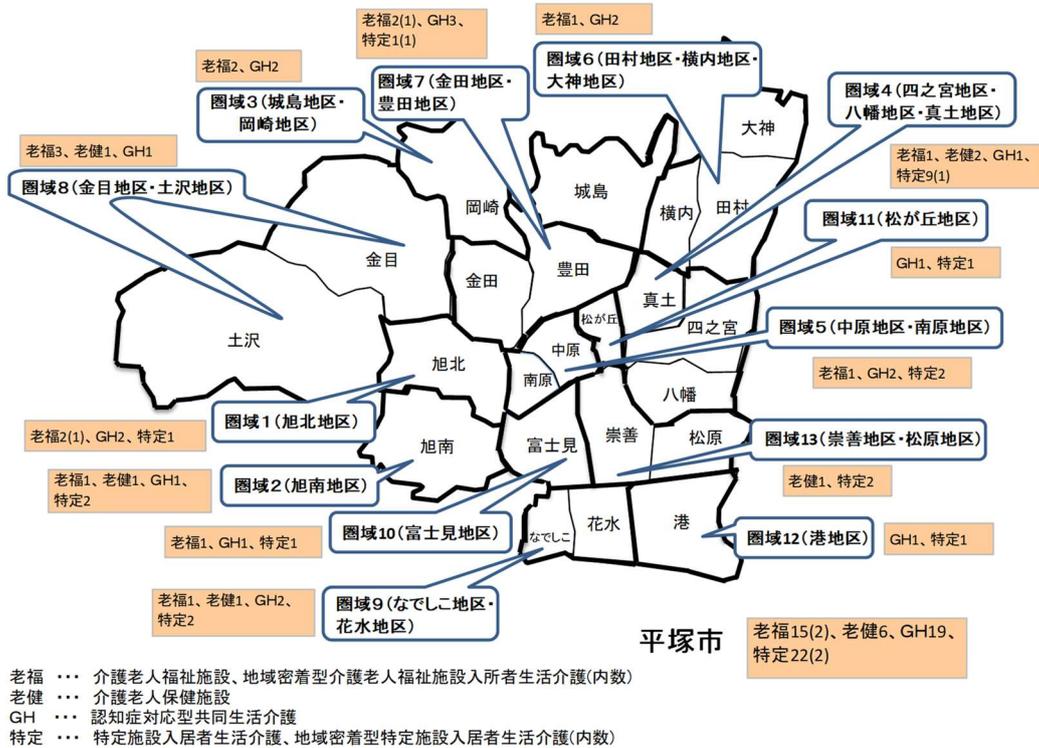


【日常生活圏域別に見た、介護サービス事業所、施設等の分布】

主な居宅サービスの事業所の分布（日常生活圏域別）



施設・居住系サービスの事業所の分布（日常生活圏域別）



出典：平塚市介護保険課調べ、令和2年9月1日現在

Ⅲ 基本理念・基本目標

1 基本理念

「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」 ～地域包括ケアシステムの推進～

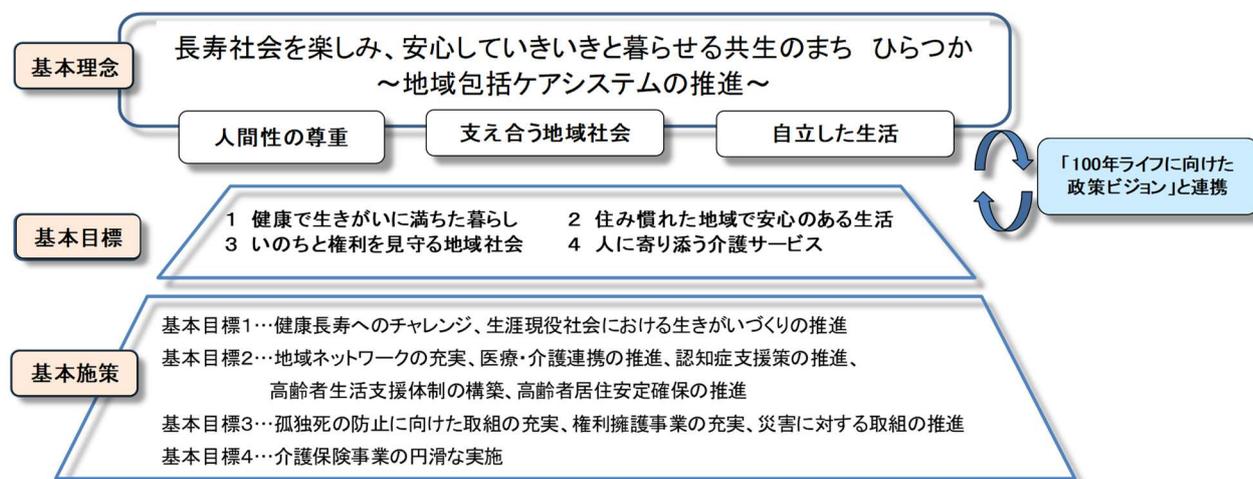
- **人間性の尊重**
だれもが家庭や地域社会の一員として尊重される社会
- **支え合う地域社会**
みんなで支え合い、役割を担う地域社会
- **自立した生活**
健康で生きがいをもって暮らせる社会

本計画では、地域共生社会の実現に向けた「中心をなす土台」である地域包括ケアシステムの推進を図ることをさらに明確に示すため、第3期計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）から継承してきました基本理念「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち」に、新たに「共生」という文言を加え、「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」を基本理念とすることとしたほか、引き続き「地域包括ケアシステムの推進」を行うこととしています。

なお、「人間性の尊重」、「支え合う地域社会」及び「自立した生活」は変わらず基本理念をつくる不可欠な3つの要素としています。

本計画では、第7期計画に引き続き4つの基本目標を設定します。高齢化の進展に伴う社会状況及び市民ニーズの変化に対し、健康寿命の延伸に向けた高齢者の自立支援・重度化予防のほか、家族介護者支援や医療介護連携、施設等の基盤整備など、さらなる取組を進めることにより、高齢者が住み慣れた地域で、元気に日常生活を送れることを目指します。

平塚市高齢者福祉計画の全体像



地域包括ケアシステムのイメージ



高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」サービスを切れ目なく提供する仕組み
 ※左図のうち、（保健・福祉）は本市における健康増進を含む。

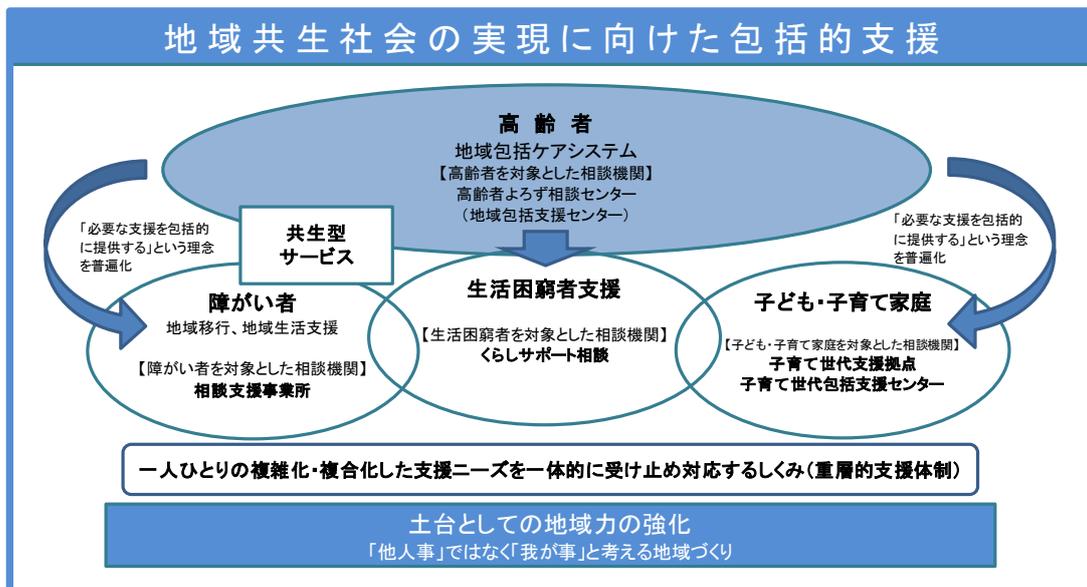
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

（地域包括ケアシステムと地域共生社会の関係）

地域包括ケアシステムは、高齢者福祉施策を実現する手段として推進されてきましたが、必要な支援を地域の中で一体的に提供する地域包括ケアの考え方は、高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもなど、全ての市民が共有することのできる地域生活の「土台」とであると言えます。

「地域共生社会」の実現を見据え、高齢や障がいなどの各分野で地域包括ケアシステムを展開し、地域力の強化につなげていくとともに、市民一人ひとりの生活の継続と社会とのつながりの機会を支援するため、これまでの分野別の相談に代わり、属性や世代を問わない様々な相談を一元的に受け止めていくなど、包括的な支援体制（重層的支援体制）づくりを進めていくことが求められています。

地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進



出典：厚生労働省資料より（一部平塚市版として変更あり）

2 基本目標

基本目標 1 「健康で生きがいに満ちた暮らし」

高齢者が地域のなかで社会的役割を持つことで、生きがいや健康の増進につなげ、健康でいきいきと毎日を楽しむことができる社会を目指します。そのために、高齢者がそれぞれの地域で自主的に、継続性のある心身の健康増進や介護予防の重度化防止に取り組むための仕組みづくりに努めます。

就労意欲のある高齢者に対する就業機会の創出に向けた取組を行うほか、地域でのボランティア活動への参加など高齢者の多様な社会参加を積極的に支援し、その幅広い見識と豊かな人生経験から生み出される「人や地域を思いやる」心を社会に活かす仕組みづくりに努めます。

基本目標 2 「住み慣れた地域で安心のある生活」

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの推進に取り組めます。在宅での療養生活の充実を図るため、医療と介護関係者の相互理解と連携体制を構築し、地域全体で高齢者の日常生活を包括的に支援します。また、高齢者が認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようなまちづくりに努めます。

基本目標 3 「いのちと権利を見守る地域社会」

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増え続ける昨今において、「高齢者が孤立することのないまち」を目指し、地域での「支え合い」「共助」を軸にしながら、高齢者の権利擁護体制の確立、ひいては高齢者の命と権利がお互いに守り守られるような福祉のまちづくりを推進します。また、近年の災害発生状況等を踏まえ、災害に対する備えを充実させます。

基本目標 4 「人に寄り添う介護サービス」

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自らの尊厳を維持し、心身の状況に応じて介護サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービスに関する情報の提供に努めます。また、介護事業者には介護給付の適正化やサービスの質の向上を図ります。さらに、介護サービスを安定的に提供するために事業者の介護人材確保に対して関係機関と連携しながら積極的な支援を行います。

要介護者、家族、事業者、介護を受けるのも行うのも「人」です。

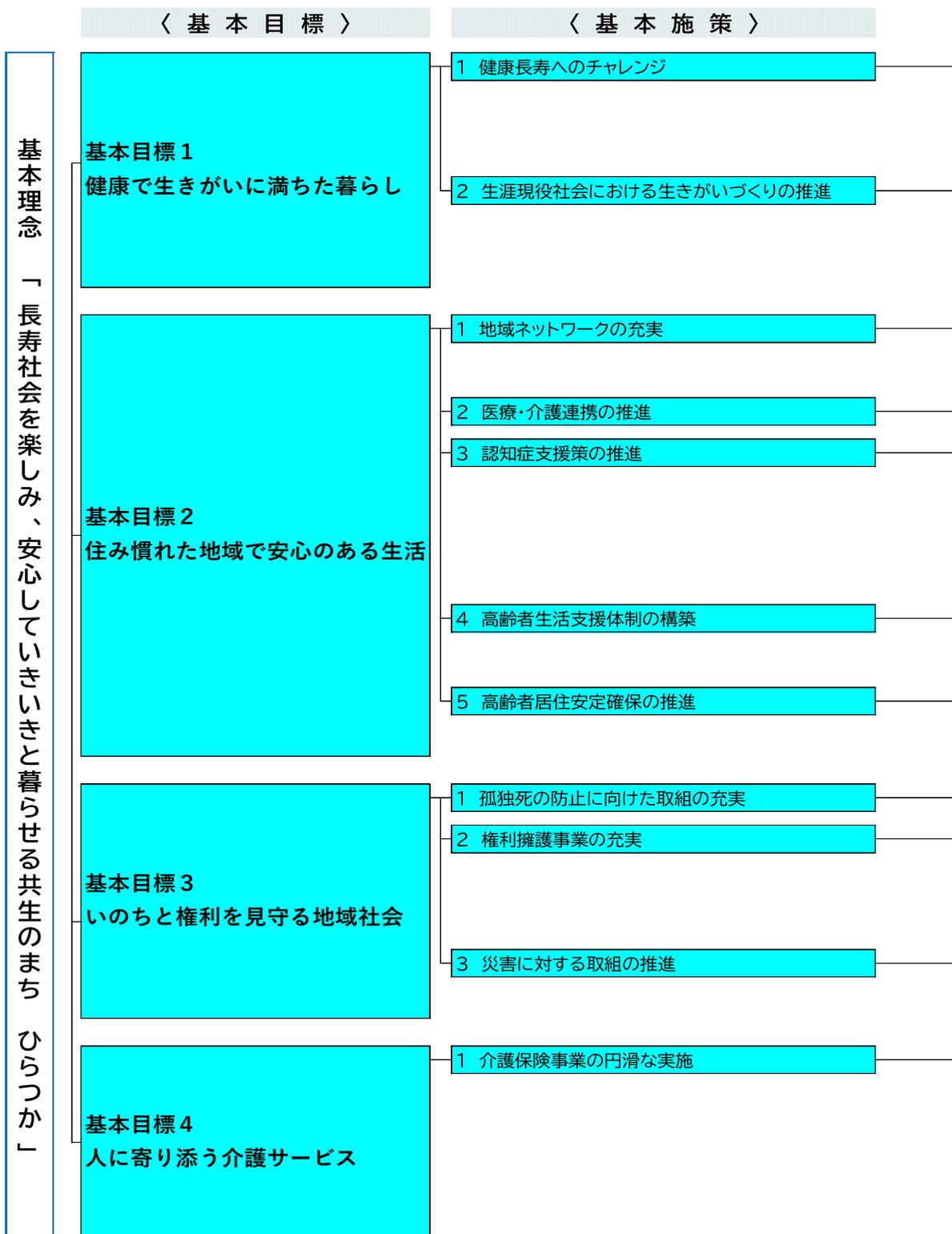
本市では、「人」をベースに介護保険をとらえ、円滑にサービスを提供するのはもちろんのこと、より温かみのある介護保険事業の運営に努めていきます。

IV 施策の体系と重点事業

1 施策の体系

施策の体系は、以下のとおりです。

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）計画体系図



〈 施 策 〉	【 第8期の重点事業 】
(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
(2)地域で取り組む健康長寿へのチャレンジ	健康チャレンジに取り組むための通いの場(サロン)の開催支援
	フレイル対策推進事業
(1)地域における高齢者の生きがい・健康づくり	
(2)多様な働き方への支援	ハローワーク及び生きがい事業団等との就労ネットワーク
	生きがい事業団への支援
(1)高齢者よろず相談センターの機能強化	基幹型(機能強化型)センターの設置検討
(2)地域資源との連携強化	
(1)医療・介護連携推進のための支援	在宅介護生活サポート事業
(1)認知症理解のための普及・啓発	
(2)認知症予防施策の充実	
(3)認知症に対する早期対応体制の整備	認知機能検査の実施
(4)認知症高齢者の見守り支援	チームオレンジの体制整備
(1)生活の安心・安全確保	
(2)要介護者及び家族介護者への支援	
(1)良質な高齢者向け住まいの供給促進	
(2)高齢者が円滑に入居できる体制づくり	
(1)見守り活動の推進	
(1)日常生活を支える権利擁護事業の推進	権利擁護のための相談支援及び普及啓発
	終末期に向けた権利擁護推進事業
(2)高齢者虐待防止のための取組	
(1)避難行動要支援者への支援	
(2)避難体制への支援	
(1)情報提供の充実	
(2)サービスの質の向上	
(3)介護人材の確保及びスキルアップ	介護のイメージアップへの取組
	多様な業務の担い手確保
	介護職員への定着支援

2 基本施策・重点事業

基本目標 1 「健康で生きがいに満ちた暮らし」

1 健康長寿へのチャレンジ

平成 27 年の介護保険法の改正に伴い開始した総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を推進し、引き続き、介護事業所に加え、町内福祉村や生きがい事業団等の地域資源を活用することで、要支援者等への訪問介護、通所介護をはじめ、利用者のニーズに合った多様なサービスを提供します。また、全ての高齢者を対象に、フレイル対策や地域で住民が主体的に運営する通いの場（サロン）の開催支援を実施するほか、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施しながら、生活支援の充実や健康増進と介護予防の推進を図ります。

健康チャレンジに取り組むための通いの場（サロン）の開催支援（地域包括ケア推進課）

事業概要	介護予防に取り組むことができるような通いの場（サロン）を運営する住民主体のボランティア団体に補助金を交付することによる支援を行います。
------	---

フレイル対策推進事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	多くの高齢者は、健康な状態からフレイルの段階（心身の活力が低下した状態）を経て、要介護状態に陥ると考えられています。しかし、フレイル状態にあっても、その変調に気づくことなく「歳のせい」と見過ごしてしまうことにより、介護予防の支援をすべきタイミングを逃してしまっているという現状があります。そのため、東京大学高齢社会総合研究機構との連携のもと、「栄養・運動・社会参加」をテーマに、フレイルを「知る」「気づく」「予防・改善する」という3つの観点から各種事業を展開することで、自身の状態の見える化を図り、フレイル予防のための行動変容につなげていきます。
------	---

2 生涯現役社会における生きがいづくりの推進

年齢に関わりなく公正な職務能力評価により働き続けられる「エイジレス社会」の実現に向けて、多様な技術・経験を有し就労意欲がある高齢者に対する就業機会の創出に向け取り組みます。また、高齢者の生活の質の向上に向けて、ボランティア等の地域での活動や、余暇活動及び地域貢献活動を支援することにより、高齢者が生きがいを持ち社会で活躍できる機会を創出します。

ハローワーク及び生きがい事業団等との就労ネットワーク（高齢福祉課・産業振興課）

事業概要	ハローワーク及び生きがい事業団等と連携を図りながら、高齢者の多様な就労活動の機会創出に向け、シニア向けの就労支援セミナー及び個別相談会を開催します。
------	--

生きがい事業団への支援（高齢福祉課）

事業概要	平塚市生きがい事業団は、高齢者が豊かな知識や技術を社会に役立て、就業することにより積極的な社会参加、地域貢献をしていくことを目的として設置運営されています。 請負・委任事業や労働者派遣事業、有料職業紹介事業などの既存事業を拡充する他、新規事業を展開するなど多様な就業機会を確保できるよう平塚市生きがい事業団の事業運営において支援します。
-------------	---

基本目標 2 「住み慣れた地域で安心のある生活」

1 地域ネットワークの充実

「地域包括ケアシステム」の推進に向け、地域ネットワークの強化を図ることにより医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の5つのサービスを一体化して提供し、住み慣れた地域で安心のある生活を支援します。

基幹型（機能強化型）センターの設置検討（地域包括ケア推進課）

事業概要	市内包括支援センターの全体調整や研修等の取りまとめ、権利擁護業務等を強化し、他のセンターの後方支援を行うことのできる基幹型センターの設置を検討します。
-------------	---

2 医療・介護連携の推進

高齢者よろず相談センターの各圏域における地域資源やニーズの把握を行い、切れ目のない在宅医療及び介護の連携体制を構築します。また、各圏域の特性を踏まえ、関係機関、関係団体にアプローチし、地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供する仕組みづくりに取り組みます。

在宅介護生活サポート事業（地域包括ケア推進課）

事業概要	在宅生活の延伸や在宅における看取りを支えるため、市民への情報提供を行うとともに、地域の在宅医療及び介護関係者の連携を推進するためのサポート事業を検討し、展開します。
-------------	--

3 認知症支援策の推進

市民への認知症に対する正しい理解を促進し、認知症があってもなくても同じ社会の一員として共に地域で支え合って暮らしていく事の大切さについて普及啓発に努めます。また、認知症の早期診断・早期治療に向けて、「認知症初期集中支援チーム」を活用して、支援体制の充実を図ります。

地域においては、認知症サポーターや市民後見人養成講座修了者を地域での支え合いや見守り活動に参画してもらえよう仕組みづくりを行います。

認知機能検査の実施（地域包括ケア推進課）

事業概要	認知機能検査プログラムを実施し、早期に認知機能低下に気づき、予防に繋がります。
------	---

チームオレンジの体制整備（地域包括ケア推進課）

事業概要	認知症高齢者等を地域で支えるための仕組みとして、チームオレンジの体制づくりを推進します。 メンバーの誰もが楽しみながら役割を果たし、引きこもりがちな生活になることを未然に防ぐ取り組みとなるように工夫します。
------	--

4 高齢者生活支援体制の構築

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう生活支援サービスを提供します。

5 高齢者居住安定確保の推進

高齢者の住まいについて、相談体制の充実を図るとともに、高齢者の多様なニーズに対応した住まいの整備に向けて検討を進めます。

基本目標3 「いのちと権利を見守る地域社会」

1 孤独死の防止に向けた取組の充実

ひとり暮らし調査のデータを活用し、民生委員や高齢者よろず相談センター等と連携し見守りを行い、独居高齢者等が地域で安心して生活できるよう取り組みます。

2 権利擁護事業の充実

高齢者の権利を守る取組として、認知症の発症や死亡後の不安を抱える独居高齢者等を対象とした支援策を検討します。また虐待や消費者被害などの権利侵害を防ぐため、高齢者よろず相談センター等の相談支援機能強化を図り、権利擁護体制の確立に向け取り組みます。

権利擁護のための相談支援及び普及啓発（高齢福祉課）

事業概要	認知症などにより判断力が低下したため、権利侵害を受けている又はその可能性のある高齢者に対し、住み慣れた地域で本人らしい生活ができるよう、制度の周知を図り、高齢者よろず相談センターや成年後見利用支援センターが支援を行います。
------	---

終末期に向けた権利擁護推進事業（高齢福祉課）

事業概要	終焉に向けて本人の希望に沿った支援が行えるよう、関係機関等との支援体制を構築し、権利擁護の推進を図ります。
------	---

3 災害に対する取組の推進

災害発生時に備えて、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域における避難支援の体制づくりを推進します。また、福祉避難所の開設・運営方法を確立し、福祉関連施設の新設時に受入れに関する協定を締結するなど、避難行動要支援者の更なる安心・安全確保に努めます。また、近年の災害発生状況等を踏まえ、介護事業所等における災害に対する備えの取組を支援します。

基本目標4 「人に寄り添う介護サービス」

1 介護保険事業の円滑な実施

高齢者が介護サービスを安心して利用できるように、介護保険制度の周知や事業者情報の提供、事業者への指導・助言、ケアマネジャーなどへの支援、施設等への介護サービス相談員の派遣などにより、介護サービスの質の向上を促進します。また、安定した介護サービスの提供に向け、関係機関と連携した就職相談会などにより、多様な介護人材の確保に努めるとともに、介護のイメージアップや職場環境の改善等を支援し、介護保険事業の円滑な実施に努めます。

介護のイメージアップへの取組（介護保険課）

事業概要	様々な機会をとらえ、介護業界の実情を効果的に広く情報発信し、介護のイメージアップを図ります。
------	--

多様な業務の担い手確保（介護保険課）

事業概要	事業所における介護職以外の業務に関する人材のニーズを集約し、地域やアクティブシニア等へ周知し、就労に向けた支援を実施します。
------	--

介護職員への定着支援（介護保険課）

事業概要	介護職員への相談体制の確立や職員間の交流の場の創設等により、介護職員への定着支援を行います。
------	--

V 介護保険事業

1 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数は、第8期計画の最終年である令和5年度には、73,690人（総人口に占める割合＝高齢化率は28.9%）と推計しています。

高齢者人口のうち、65～74歳（前期高齢者）については、計画期間3年間で約3千人減少し、32,742人（総人口比12.8%）と推計しています。一方、75歳以上（後期高齢者）については約3.7千人増加し、令和5年度は40,948人（同16.0%）になると推計しています。また、85歳以上の高齢者については約千人増加し、令和5年度は12,204人（同4.8%）と推計しています。

人口及び第1号被保険者数の推計

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	256,452	255,862	255,186	253,305	229,428
第1号被保険者数	73,037	73,344	73,690	74,231	81,272
65～74歳(前期高齢者)	35,786	34,264	32,742	30,099	38,278
75歳以上(後期高齢者)	37,251	39,080	40,948	44,132	42,994
(再掲)85歳以上	11,139	11,780	12,204	13,128	18,411
総人口に占める割合 (高齢化率)	28.5%	28.7%	28.9%	29.3%	35.4%
65～74歳(前期高齢者)	14.0%	13.4%	12.8%	11.9%	16.7%
75歳以上(後期高齢者)	14.5%	15.3%	16.0%	17.4%	18.7%
(再掲)85歳以上	4.3%	4.6%	4.8%	5.2%	8.0%
第2号被保険者数	90,008	90,255	90,389	90,172	71,837

※ 端数処理の都合上、合計と内訳が一致しない場合がある。(以降、本章において同様)

2 要介護者数等の推計

計画期間における要介護者数は、高齢者数に比例して増加し、令和5年度には第1号被保険者が12,948人、第2号被保険者が288人、合計で13,236人になると推計しており、高齢者人口に占める割合も増加し、令和5年度には17.6%になると推計しています。

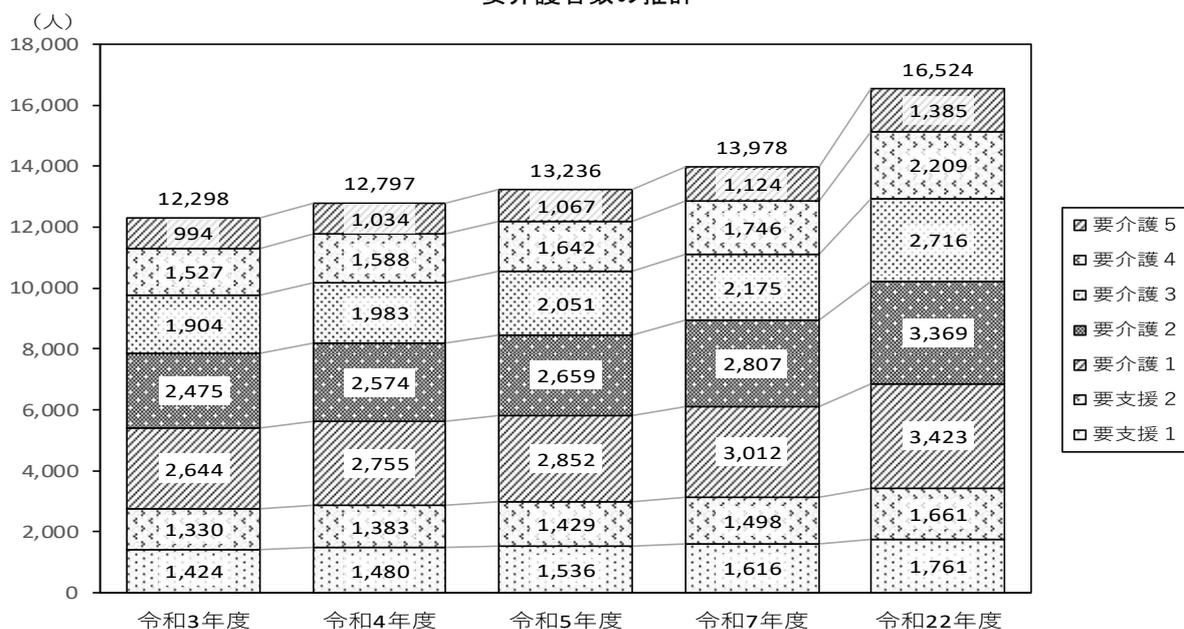
さらに、認知症者数は、令和5年度には7,469人、令和7年度には、7,888人と増加が見込まれています。

要介護者数の推計

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者	計	12,010	12,509	12,948	13,690	16,294
	要支援1	1,402	1,458	1,514	1,594	1,744
	要支援2	1,289	1,342	1,388	1,457	1,628
	要介護1	2,600	2,711	2,808	2,968	3,388
	要介護2	2,398	2,497	2,582	2,730	3,307
	要介護3	1,868	1,947	2,015	2,139	2,688
	要介護4	1,489	1,550	1,604	1,708	2,178
	要介護5	964	1,004	1,037	1,094	1,361
第2号被保険者	計	288	288	288	288	230
	要支援1	22	22	22	22	17
	要支援2	41	41	41	41	33
	要介護1	44	44	44	44	35
	要介護2	77	77	77	77	62
	要介護3	36	36	36	36	28
	要介護4	38	38	38	38	31
	要介護5	30	30	30	30	24
合計	計	12,298	12,797	13,236	13,978	16,524
	要支援1	1,424	1,480	1,536	1,616	1,761
	要支援2	1,330	1,383	1,429	1,498	1,661
	要介護1	2,644	2,755	2,852	3,012	3,423
	要介護2	2,475	2,574	2,659	2,807	3,369
	要介護3	1,904	1,983	2,051	2,175	2,716
	要介護4	1,527	1,588	1,642	1,746	2,209
	要介護5	994	1,034	1,067	1,124	1,385
第1号被保険者の 要介護認定率 (高齢者人口比)	16.4%	17.1%	17.6%	18.4%	20.0%	

要介護者数の推計



3 要介護者のサービス利用の推計

要介護者のサービス利用の推計

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	%	人	%	人	%
要支援・ 要介護者数	計	12,298	100.0%	12,797	100.0%	13,236	100.0%
	要支援者	2,754	22.4%	2,863	22.4%	2,965	22.4%
	要介護者	9,544	77.6%	9,934	77.6%	10,271	77.6%
居宅サービス 利用者	計	7,477	60.8%	7,925	61.9%	8,303	62.7%
	要支援者	1,112	9.0%	1,184	9.3%	1,245	9.4%
	要介護者	6,365	51.8%	6,741	52.7%	7,058	53.3%
地域密着型 サービス 利用者	計	2,400	19.5%	2,562	20.0%	2,706	20.4%
	要支援者	16	0.1%	17	0.1%	17	0.1%
	要介護者	2,384	19.4%	2,545	19.9%	2,689	20.3%
施設サービス 利用者	要介護者	1,571	12.8%	1,641	12.8%	1,684	12.7%

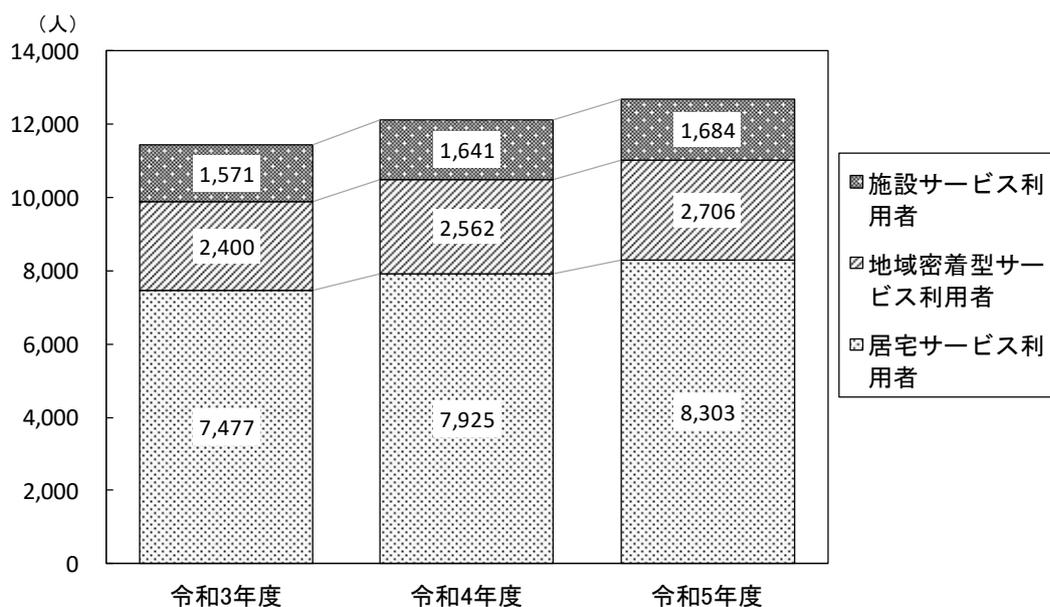
※ 施設サービス利用者：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の各サービス利用者の合計

※ 地域密着型サービス利用者：地域密着型各サービス利用者の合計

※ 居宅サービス利用者：居宅サービス（訪問介護、通所サービス、短期入所サービス、福祉用具貸与等のサービス（介護予防支援・居宅介護支援の利用者で代替））・特定施設入居者生活介護の利用者の合計

※ 居宅サービスと地域密着型サービスの両方を利用している場合は、それぞれのサービスの人数に含まれている。

サービス利用形態別の要介護者数の推計



4 計画期間におけるサービス提供基盤整備目標

本市では、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を踏まえ、次のとおり公募によりサービス提供基盤を整備します。

なお、地域密着型サービス事業所については、平塚市介護保険運営協議会に諮り、指定します。

① 居宅サービス

・特定施設入居者生活介護

事業所数	定員	整備目標
20	1,021	第8期中の新規整備は行いません。

② 地域密着型サービス

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
圏域	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
圏域5	1	1	1	1
圏域8	1	1	1	1
新規整備	—	—	—	1 (新規整備)
合計	2	2	2	3
8期整備予定	要介護者の在宅生活を日中・夜間通して支えるため1事業所整備をします。 圏域2（地域医療福祉拠点整備モデル地区構想：第3章P.53） 整備年度：令和5年度			

・夜間対応型訪問介護

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
圏域	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
圏域5	1	1	1	1
合計	1	1	1	1
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。			

・地域密着型通所介護

事業所数	定員	整備目標
61	765	総量規制は行いませんが、事業所の新規指定の際には、機能訓練等の取組を提案していただき、自立支援・重度化防止を促進します。

・認知症対応型通所介護

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
圏域	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域5	1	9	1	9	1	9	1	9
圏域7	1	10	1	10	1	10	1	10
新規整備	—	—	—	—	1	12 (新規整備)	1	12
合計	2	19	2	19	3	31	3	31
8期整備予定	認知症のある在宅高齢者の日常生活を支えるため1事業所整備をします。 圏域5・圏域7以外 整備年度：令和4年度							

・小規模多機能型居宅介護

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域1	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域2	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域4	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域5	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域6	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域7	1	29	1	29	1	29	1	29
圏域8	1	25	1	25	1	25	1	25
圏域9	2	50	2	50	2	50	2	50
圏域10	1	29	1	29	1	29	1	29
合計	10	266	10	266	10	266	10	266
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。							

・認知症対応型共同生活介護

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域1	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域2	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域3	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域4	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域5	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域6	2	27	2	27	2	27	2	27
圏域7	3	54	3	54	3	54	3	54
圏域8	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域9	2	36	2	36	2	36	2	36
圏域10	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域11	1	9	1	9	1	9	1	9
圏域12	1	18	1	18	1	18	1	18
新規整備	—	—	—	—	1	18	1	18
					(新規整備)			
合計	19	324	19	324	20	342	20	342
8期整備予定	認知症のある高齢者の家庭的な環境における日常生活を支えるため1事業所整備をします。看護小規模多機能型居宅介護と併設。 圏域11・圏域13 整備年度：令和4年度							

・地域密着型特定施設入居者生活介護

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
圏域4	1	18	1	18	1	18	1	18
圏域7	1	28	1	28	1	28	1	28
合計	2	46	2	46	2	46	2	46
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。							

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	
圏域1	1	29	1	29	1	29	1	29	
圏域7	1	26	1	26	1	26	1	26	
新規整備	—	—	—	—	—	—	1	29	
								(新規整備)	
合計	2	55	2	55	2	55	3	84	
8期整備予定	要介護者の住み慣れた地域における日常生活継続のため1事業所整備をします。 圏域2 (地域医療福祉拠点整備モデル地区構想：第3章P.53) 整備年度：令和5年度								

・看護小規模多機能型居宅介護

圏域	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	
圏域3	1	29	1	29	1	29	1	29	
圏域7	1	29	1	29	1	29	1	29	
圏域12	1	26	1	26	1	26	1	26	
新規整備	—	—	—	—	1	29	1	29	
								(新規整備)	
合計	3	84	3	84	4	113	4	113	
8期整備予定	要介護者の医療ニーズに対応し、在宅生活を支えるため1事業所整備をします。認知症対応型共同生活介護と併設。 圏域11・圏域13 整備年度：令和4年度								

③ 施設サービス

・介護老人福祉施設

事業所数 定員数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
	13	1,141	14	1,241	14	1,241	14	1,274
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いませんが、1施設33床の増床を行います。							

・介護老人保健施設

事業所数 定員数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
	6	544	6	544	6	544	6	544
8期整備予定	第8期中の新規整備は行いません。							

・介護療養型医療施設・・・ 本市に施設はありません。

・介護医療院・・・・・・・ 新規整備は行いません。

5 介護保険事業費の見込み

介護保険給付額に、その他費用を加えて標準給付額見込みを求めます。

令和3年度では約201億円、令和4年度では約211億円、令和5年度では約220億円となり、第8期3年間の合計では約632億円を見込んでいます。

さらに、地域支援事業費を加えると令和3年度では約210億円、令和4年度では約221億円、令和5年度では約230億円となり、第8期3年間の合計では約661億円を見込んでいます。

なお、内訳は次の表のとおりです。

介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費	20,068,475	21,088,482	21,987,758	22,998,857	27,483,691
総給付費	19,153,924	20,188,284	21,056,680	22,015,585	26,321,321
居宅サービス費	10,408,652	10,973,840	11,445,568	12,191,297	15,323,636
地域密着型サービス費	3,476,641	3,712,729	3,967,874	4,145,667	4,784,169
施設サービス費	5,268,631	5,501,715	5,643,238	5,678,621	6,213,516
その他費用	914,551	900,198	931,078	983,272	1,162,370
特定入所者介護サービス費等給付額	424,364	396,885	410,499	433,510	512,472
(見直しに伴う財政影響額)	▲85,924	▲134,109	▲138,710	▲146,487	▲173,168
高額介護サービス費等給付額	417,325	427,495	442,160	466,947	551,998
(見直しに伴う財政影響額)	▲12,999	▲20,290	▲20,986	▲22,163	▲26,200
高額医療合算介護サービス費等給付額	59,758	62,183	64,316	67,921	80,293
審査支払手数料	13,104	13,635	14,103	14,894	17,607
地域支援事業費	957,308	991,780	1,028,788	1,075,845	1,130,850
介護予防・日常生活支援総合事業費	458,369	481,612	506,357	549,766	592,184
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	312,858	322,242	331,908	331,908	340,487
包括的支援事業(社会保障充実分)	150,010	150,691	153,043	151,914	151,914
任意事業	36,071	37,234	37,479	42,257	46,265
合 計	21,025,783	22,080,262	23,016,546	24,074,702	28,614,541

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

6 介護保険料の見込み

本市では、保険料の大幅な上昇を抑制するため、介護保険給付費支払準備基金より12億円の取崩しを行い、第1号被保険者の保険料基準月額(第5段階)を5,513円とします。この結果、保険料基準月額は第7期の5,277円に対して、236円、4.5%の上昇となりました。

また、保険料の所得段階区分設定について、課税層の所得区分及び保険料率を見直すとともに、段階区分の細分化を行いました。この結果、所得段階は第1段階から第17段階までとなり、それぞれの所得段階別の保険料は次頁表のとおりとなります。

第1号被保険者の所得段階別の保険料

(単位：円)

所得段階 (対基準額割合)	令和3～5年度		対象者
	保険料 年額	保険料 月額(参考)	
第1段階 (30%)	19,847	1,654	生活保護又は中国残留邦人等支援給付の受給者、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、もしくは前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の人
第2段階 (38%)	25,140	2,095	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階 (70%)	46,310	3,860	世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円を超える人
第4段階 (90%)	59,541	4,962	住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税及び前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の人
第5段階 (100%)	66,156	5,513	住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税及び前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円を超える人
第6段階 (115%)	76,080	6,340	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の人
第7段階 (120%)	79,388	6,616	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の人
第8段階 (125%)	82,695	6,892	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人
第9段階 (130%)	86,003	7,167	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満の人
第10段階 (140%)	92,619	7,719	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上180万円未満の人
第11段階 (150%)	99,234	8,270	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が180万円以上210万円未満の人
第12段階 (160%)	105,850	8,821	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第13段階 (170%)	112,466	9,373	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人
第14段階 (190%)	125,697	10,475	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人
第15段階 (210%)	138,928	11,578	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人
第16段階 (230%)	152,159	12,680	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第17段階 (250%)	165,390	13,783	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人



- ※ 保険料は第5段階の基準月額を12倍して年額を求め、対基準額割合を掛けて段階ごとの年額を算出。月額は年額を12で割った額(1円未満切り上げ)であり、実際の納付額とは異なる。
- ※ 「合計所得金額」とは、介護保険料の段階の判定に関する基準として介護保険法施行令第22条の2第4項(第1段階から第5段階)、又は第38条第1項第6号イ(第6段階から第17段階)に規定する合計所得金額をいい、税法上の合計所得とは異なる。
- ※ 国の低所得者負担軽減策により、低所得者(第1段階～第3段階)への介護保険料の軽減を行っている。

平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）
令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）概要版

令和3年（2021年）3月発行

編集・発行

〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL 0463-23-1111（代表）

平塚市福祉部高齢福祉課

FAX 0463-21-9742

ホームページ

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/korei.html>

E-mail: kourei@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市福祉部地域包括ケア推進課

FAX 0463-21-9742

ホームページ

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page44_00001.html

E-mail: keasui@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市福祉部介護保険課

FAX 0463-21-9742

ホームページ

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/kaigo.html>

E-mail: kaigo@city.hiratsuka.kanagawa.jp